

月刊

日本行政

11

Top Message

no.648 2026
november

被災地に寄り添い、
復旧・復興を支えるために
～令和8年熊本地震の被災地を訪問して～

Leadership

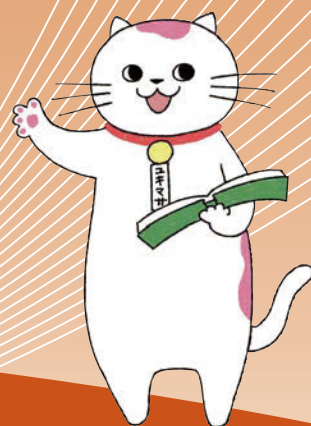
・デジタル社会の「かかりつけ行政書士」とGビズポータルの機能活用

Special Report

・行政書士賠償責任保険における「財産管理業務」補償開始について
— 検討を重ね、長年の課題であった補償対象化を実現 —

Topics

・令和8年度会長会を開催



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。



日本行政書士会連合会

被災地に寄り添い、 復旧・復興を支えるために ～令和8年熊本地震の被災地を訪問して～

日本行政書士会連合会会長 宮本 重則



令和8年7月28日に発生した熊本地震では、多くの方々が被災されました。改めまして、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

熊本県行政書士会（以下「熊本会」という。）からの要請を受けて、熊本県内の被災地及び関係機関を訪問いたしました。今回の訪問では、熊本会が開催した「り災証明申請支援研修会」への参加を始め、熊本県庁や宇城市役所を訪問して、被災地の現状や復旧・復興に向けた課題について意見交換を行うとともに、本会として継続的な支援を続けていく意思をお伝えしてまいりました。

当日は、熊本市内から県央・県南地域へ向かいました。熊本市内の街並みや人々の往来からは、平穏な日常が戻りつつある様子が見えましたが、しかし、震源に近い県南地域へ進むにつれ、その印象は大きく変わりました。全壊あるいは半壊した建物や損傷したままの道路など、各所に残る震災の大きな爪痕が目に見えて飛び込んできます。テレビや新聞などで

報道を目にしている、実際に現地を訪れてみて、初めて分かる被害の深刻さがありました。私は改めて震災の甚大な被害を実感するとともに、これからの復旧・復興の道のりが決して平坦なものではないことを痛感いたしました。

報道の機会は徐々に少なくなっているものの、被災地では今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされています。また、水道を始めとするライフラインの復旧が完了していない地域もあり、現地では日常生活に大きな支障を来している状況が続いています。宇城市役所においても、職員の皆様が十分とは言えない生活環境の中で懸命に行政サービスを維持されている姿に感銘を受けました。

そのような中で、私が特に強く心を動かされたのは、熊本会の会員の皆様の姿でした。被災された会員の中には、自らも御自宅や事務所に被害を受けながら、被災者支援の最前線で活動されている方が数多くいらっしゃいます。り災証明書の申請支援や各種相談の対応など、地域住民の生活再建を支えるために尽力されている姿を拝見し、行政書士という国家資格者の使命感の強さを改めて感じました。

被災直後の混乱期においては、住まいや生活資金の確保、各種給付や支援制度の利用など、多くの行政手続が必要となります。こうした手続が複雑であればあるほど、被災者の負担は大きくなります。行政書士は、これまでも各地の自然災害において、り災証明書の申請支援や各種行政手続の支援を通じて被災者の生活再建を支えてまいりました。今回の熊本地震においても、その役割は極めて重要であり、被災された方々に寄り添いながら、一人ひとりの状



況に応じた支援を行うことが求められています。

今回参加した熊本会主催の「り災証明申請支援研修会」では、平成28年熊本地震の経験や教訓を踏まえた実践的な内容が紹介されていました。大規模災害時において、迅速かつ適切な支援を実現するためには、平時からの備えが不可欠です。研修を通じて知見を蓄積し、次の災害に生かしていくことが重要であると改めて認識いたしました。

また、熊本県庁及び宇城市役所との意見交換では、被災地の実情や行政の現場が抱える課題について率直なお話を伺うことができました。災害に便乗した詐欺への警戒強化や福祉関係の支援に携わる人員不足、さらには避難所における手続支援の必要性など、多くの課題が浮き彫りとなっています。こうした課題に対して行政書士が果たせる役割は決して小さくありません。行政機関と連携しながら、専門家として何ができるのかを常に考え、行動していくことが求められていると感じました。

近年、自然災害は全国各地で頻発化・激甚化しています。いどこで大規模災害が発生しても不思議ではありません。そのような状況の中で、行政書士制度への社会的なニーズや期待はますます高まっ

ています。私たちは、単に行政手続の専門家であるだけではなく、地域社会の一員として住民の暮らしを支える存在でなければなりません。災害時においても、被災された方々が必要な支援を受け、安心して生活再建に取り組めるよう支援することは、行政書士に課せられた重要な使命であると考えます。

本会といたしましては、今後も熊本会を始め関係機関と緊密に連携しながら、被災地の復旧・復興に向けた支援を継続してまいります。復興は短期間で完結するものではありません。報道が少なくなった今も、被災者の皆様の生活再建は続いています。だからこそ、息の長い支援が必要です。被災地に寄り添い、一人も取り残さないという思いを共有しながら、全国の行政書士が力を合わせ、被災地の未来を支えていかなければなりません。

今回の訪問を通じて、私は改めてその決意を強くいたしました。全国の会員の皆様におかれましても、被災地の現状に思いを寄せていただき、それぞれの立場から復旧・復興に向けた支援の輪を広げていただければ幸いです。本会も引き続き、被災地の皆様と共に歩み、その復興を支えてまいります。



災害復興支援員について

災害時に被災者支援へ迅速かつ的確に取り組むためには、平時から支援に携わる人材の裾野を広げ、全国的な支援体制を整えておくことが重要です。全国の会員の皆様におかれましては、災害復興支援員の趣旨に御理解を賜り、積極的に御登録いただきますようお願いいたします。一人ひとりの備えと力の結集が、被災された方々の安心と一日も早い生活再建につながります。

11

日本行政

MONTHLY No.648 NOVEMBER. 2026

Contents

Top Message

被災地に寄り添い、復旧・復興を支えるために ～令和8年熊本地震の被災地を訪問して～	1
--	---

Leadership

デジタル社会の「かかりつけ行政書士」とGビズポータル機能活用	4
--------------------------------	---

Special Report

行政書士賠償責任保険における「財産管理業務」補償開始について — 検討を重ね、長年の課題であった補償対象化を実現 —	5
---	---

Topics

令和8年度会長会を開催	7
-------------	---

Information

令和8年熊本地震に係る支援金及び義援金の募集期間の延長について	9
令和8年度特定行政書士法定研修の結果通知について	10
単位会別会員数一覧	11
令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内	12
一般倫理研修受講について	13
「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について	14
■ Pick UP!単位会	15
■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～	17
■ ADR推進本部から	19
■ 法教育推進委員会から	21
■ 入管法令・手続解説	23
■ 中央研修所通信11月号	27
■ 日行連の主な動き(9月)	29
■ コスモスInformation	35
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／	45
御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～	



行政書士制度の
発展のために

デジタル社会の「かかりつけ行政書士」と G ビズポータル機能活用

副会長 竹田 勲



コンピテンシーとは、単なる知識やスキルを持っているにとどまらず「実務において高い成果を導き出す行動能力」などと表現されます。

行政書士の「デジタル手続コンピテンシー」を考えると、業務において単にパソコンや各種申請システムを操作するスキルではなく、デジタル技術の理解や情報セキュリティを備えて、安全かつ迅速に手続や支援を遂行する総合的な実践力ではないでしょうか。

そのデジタル手続コンピテンシーを高度化できる事業者向け統合ポータルサイト「G ビズポータル」の本格運用が開始されました。日行連デジタル推進本部では、希望がある全国の各単位会において「G ビズ ID・G ビズポータル体験会・J グランツ体験会」を実施しています。

「G ビズポータル」は、既存の行政システムにつなぐハブとして、行政手続の検索、事前準備、電子申請支援、進捗管理など、国民や事業者が必要とする各種行政サービスを一元的に活用することで申請実務の中核をなし、特にコア機能である「手続ジャーニー」「電子ロッカー」を活用した実務の高度化は、行政書士の業務効率及び利便性を高める重要な施策となっています。

「手続ジャーニー」による事前の手続の可視化と手続工程の設計

G ビズポータルの案内機能「手続ジャーニー」は、例えば「カフェを開業したい」「建設業を始めたい」といった国民や事業者のライフイベント・目的に応じ、関係する省庁や自治体の複数手続を一元的に洗い出し、申請の順番や必要書類を体系的に提示する機能です。

行政書士は、依頼者との面談時に「手続ジャーニー」を活用し、目的別に関連手続の流れを案内・可視化する機能を使い、事業開始までに必要な行政手続をステップ順に案内することができるので、これにより、必要な申請や届出等を一緒に整理することで、関連手続の全体像の把握など、質の高い「行政手続コンサルティング」を提供することが可能となります。

「電子ロッカー」による機密データの安全な共有と一元管理

G ビズポータルに搭載される「電子ロッカー」を活用し、申請に必要な書類、図面、役員情報、決算書、定款などの機密データを事業者・行政書士と行政機関の間で、メールに頼らず、申請関連ファイルを保存・共有・連携することができます。そして「電子ロッカー」の安全管理機能を使い、安全にファイル・書類の差し替えや確認を行うことで、事前準備を効率化することができます。この機能は、単なる個人用のクラウドストレージではなく、行政手続用の書類共有・受渡しの基盤になります。

デジタル社会の「かかりつけ行政書士」

G ビズ ID の取得やポータル操作に不安を抱える国民や事業者、特に中小・小規模事業者に対し、デジタル手続コンピテンシーを持つ「かかりつけ行政書士」が、対面による G ビズ ID の取得サポート、電子ロッカーのフォルダ共有のための環境設定、手続ジャーニーの操作レクチャーを事業者と一体となって「伴走型」で支援することで、誰一人取り残さないデジタル社会の現場環境の基盤を支える存在として活躍することになります。

デジタル庁が構築する G ビズポータルなどの行政手続のデジタルインフラは、行政書士の職域を脅かすものではなく、とりわけ G ビズポータルや手続ジャーニー、電子ロッカーといった機能は、手続の可視化やファイルの集約・送信を行うための「手段」に過ぎません。申請に当たって必要となる「複雑な法令要件の解釈・適合性判断」「手続ジャーニーで発見した手続について顧客固有の法令判断を下す助言」「正確な提出書類データの作成」「個別の事業計画の策定」といった高度な法的実務・コンサルティング業務は、システムが自動で行うものではなく、専門知識を持つ行政書士が国民や事業者に対して行うものであることは変わりません。その上で、デジタルインフラは行政書士にとって、より確実で質の高い伴走型支援を提供するための強固な基盤となるものであると御認識いただきますよう、よろしくお願いいたします。

G ビズポータルの詳しい説明と体験を実施する「G ビズ ID・G ビズポータル体験会・J グランツ体験会」が開催された際には、是非御参加をお待ちしております。

行政書士賠償責任保険における 「財産管理業務」補償開始について

— 検討を重ね、長年の課題であった補償対象化を実現 —

法務業務部

令和7年度の行政書士賠償責任保険制度の改定により、これまで補償の対象外とされていた「財産管理業務」が新たに補償対象となりました。また、財産管理業務において受託する現金等については、希望者が任意で加入できるオプションの「現金受託賠償責任補償（受託者賠償責任保険）」によって補償する仕組みが導入されました。

今回の制度改定は、行政書士業務の実態に合わせた補償、制度の充実を図るものであり、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）、株式会社全行団（以下「全行団」という。）及び引受保険会社が制度上の課題やリスクについて慎重な検討を重ねた結果、実現に至ったものです。

財産管理業務を取り巻く環境の変化

近年、高齢化の進展や相続・事業承継ニーズの拡大を背景に、行政書士が依頼者から財産管理業務を受任する機会が増えています。

こうした中、総務省は令和5年3月13日付通知において、行政書士が業として行う財産管理業務について、「行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務」に該当するとの見解を示しました。通知では、相続財産目録や遺産分割協議書、公正証書遺言書等の作成等に関連して、行政書士が管財人等として相続財産の調査や管理を行うことなどが、財産管理業務の具体例として示されています。

これにより、財産管理業務は行政書士が適法に取り扱うことのできる業務として、その位置付けがより明確になりました。

補償対象外であったことによる課題

一方で、行政書士賠償責任保険では長年にわたり、財産管理業務が補償対象外とされてきました。そのため、行政書士が適法に財産管理業務を受任し、万一過誤等によって依頼者へ損害を与えた場合であっても、賠償責任保険による補償を受けることができませんでした。

この状況について、日行連では、総務省通知によって財産管理業務が行政書士業務として明確化された以上、会員が実務上取り扱う業務と保険制度との間に乖離が生じていることについて問題意識を持ち、制度改善の検討を進めてきました。

その結果、令和7年1月には、行政書士賠償責任保険の補償対象業務に財産管理業務を追加するよう全行団に対して正式な要望を行いました。

実現までの道のり

財産管理業務は、依頼者の財産を管理・処分する業務であり、高額な損害が発生する可能性やリスク評価の難しさから、補償対象化には慎重な検討が必要とされてきました。そこで、行政書士業務としての位置付け、会員の実務実態、依頼者保護及び保険制度の持続可能性などの観点から関係者による協議と検討が重ねられました。

その結果、財産管理業務について行政書士賠償責任保険の補償対象とすることが実現しました。

「現金等」は受託賠償責任保険で対応

一方、財産管理業務で受託する現金等については、任意加入の「現金受託賠償責任補償（受託者

賠償責任保険)」で補償することとされました。現金等は、紛失や盗難、横領等の事故が発生した際に高額な損害につながる可能性があり、行政書士賠償責任保険全体の収支や制度運営への影響が大きいことからです。

このため、財産管理業務に起因する賠償責任は行政書士賠償責任保険で、受託した現金等の管理に関するリスクは現金受託賠償責任補償で対応する仕組みとされました。

会員の皆様へ

今回の制度改定により、これまで補償の空白が生じていた財産管理業務について、一定の保険的

裏付けが整備されました。

これは、総務省通知によって示された行政書士業務の発展に対応するとともに、依頼者保護の充実を図る観点からも大きな意義を持つものです。

もっとも、財産管理業務においては、補償の対象となる業務と受託財産の種類によって適用される保険が異なります。業務受任に当たっては、各保険制度の補償範囲や免責事項等を十分確認し、適切なリスク管理の下で業務を遂行していただくようお願いいたします。

今回の改定は、多くの関係者による継続的な協議と検討の積み重ねによって実現したものです。今後も行政書士の業務実態に即した、より充実した補償制度の構築に努めてまいります。

現金受託賠償責任補償

※行政書士賠償責任保険とセットで御加入ください。

財産管理業務において受託している現金に生じた損壊・紛失・盗取・詐取により、受託している現金の正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。

現金受託賠償責任補償で対象となる場合

次のいずれかに該当する間に、財産管理業務において受託している現金に事故が生じた場合が対象となります。

- 財産管理業務において受託している現金が、行政書士事務所などで管理されている間
- 財産管理業務において受託している現金が、保管の目的に従い行政書士事務所などの外で管理されている間

お支払いする保険金の種類

- 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
- 被害者とのトラブルを解決するために要した裁判費用、弁護士費用などの争訟費用や、訴訟に対応するために要した事故原因調査費用、意見書・鑑定書の作成費用など

補償内容

契約型	支払限度額 (1請求につき)	支払限度額 (保険期間中通算)	免責金額	年間保険料 (行政書士1人当たり)
I	500万円	500万円	0円	7,000円
II	1,000万円	1,000万円		14,000円
III	3,000万円	3,000万円		23,500円
IV	5,000万円	5,000万円		31,100円

※現金受託賠償責任補償の概要を御紹介するものです。保険の内容は行政書士賠償責任補償制度パンフレットを御確認ください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

2026年8月作成 26TC-001675

令和8年度会長会を開催

官民業務受託と法改正を踏まえた各単位会の将来ビジョン等について各単位会間で意見交換



令和8年9月16日(水)午後1時30分から5時にかけて、虎ノ門タワーズオフィス6F「Room7」において全国の行政書士会会長による会長会が開催された。「官民業務受託について」、「法改正を踏まえた各単位会の将来ビジョンについて」の二つのテーマと「災害復興支援に関する取組について」の報告について、意見交換を行った。

(なお、本年度の会長会は、当初、熊本県での開催を予定していたが、令和8年熊本地震の発生に際し、まずは被災会員の安全確保並びに被災地の復旧・復興への対応が最優先であると判断し、開催地を東京に変更して開催した。)

会長会は、古川日行連総務部長による司会で47単位会の会長、日行連役員等のオブザーバーが出席して開会した。

冒頭、司会者から、会長会の目的が日行連会則(以下「会則」という。)第33条第1項の規定に基づく「各単位会間の連絡提携を緊密にし、単位会の円滑な運営と進展を図る」ことにあるとの趣旨の説明があり、本会議では単位会としての実情や意見の交換を行うことを確認した。

会議に先立ち、令和8年熊本地震、令和8年8月千葉豪雨を始め、全国各地で発生した災害において亡くなられた方々に対して、黙祷を捧げた。

続いて、宮本日行連会長から開会の挨拶が述べられ、また、櫻田熊本会会長から令和8年熊本地震の被害状況が説明された。

次に、会則第34条の規定に基づき議長の選任が行われ、河原岡山会会長が議長に就任し、原田広島会会長が副議長に指名された。議事録署名人には岩崎山形会会長、本田兵庫会会長が指名された。

意見交換・情報交換(概要)

テーマ①

官民業務受託について

事前アンケートに基づき、古川茨城会会長及び太田京都会会長から両会における取組状況等について報告を受けた後、意見交換が行われた。

発表内容(概要)

○茨城会

茨城会では、茨城県から「産業廃棄物処理業許可申請等受付業務」及び「建設工事等入札参加資格申請受付業務」を業務受託している。義務研修を受講した会員から対応者を選定しているが、人員の確保が課題であり、会長直轄のプロジェクトチームを立ち上げて対策を検討している。

○京都会

京都会では多数の受託実績があり、特に「経営事項審査申請受付業務」は昭和58年から業務受託している。そのほかにも自動車登録や空き家、産業廃棄物関係等も受託しており、これら

の長年の実績により行政機関から高い信頼を得ている。受付業務に従事する行政書士は、経験豊富な会員と経験の浅い会員を組み合わせるなど、人材育成に努めている。

テーマ②

法改正を踏まえた各単位会の将来ビジョンについて

事前アンケートに基づき、関谷千葉会会長及び田村福岡会会長から両会における取組状況等について報告を受けた後、意見交換が行われた。

発表内容（概要）

○千葉会

千葉会では、今般の行政書士法改正による影響として、従来行政書士の関与が少なかった分野への対応が課題であると認識しており、当該分野の人材発掘・育成を目的として「取扱業務別会員名簿」をホームページに掲載して周知を行った。名簿の作成に当たっては、既に千葉会の規程に基づき設置していた人材バンクを活用した。

○福岡会

福岡会では、今般の行政書士法改正により、多くの団体・事業者等からの問合せが急増し、通常業務や未経験業務の依頼が増加することが予想されるため、増加する業務に対応可能な会員を増やすことを目的に、研修の実施方法等の見直しを行った。職務倫理・根拠法令理解等の基礎的な研修はVOD化し、実務研修ではグループワークを取り入れ、より実践的な研修を実施している。

その他

災害復興支援に関する取組について

直近で発生した大規模災害に関する災害復興支援について、櫻田熊本会会長及び関谷千葉会会長から両会における取組状況等について報告を受けた後、意見交換が行われた。

発表内容（概要）

○熊本会（令和8年熊本地震）

地震発生後、熊本県から罹災証明書の申請支援の要請があり、罹災証明書の申請書作成に係る支援や罹災証明書の取得後に受けられる支援内容について被災者に説明を行った。平成28年熊本地震と比較すると、オンライン申請が普及したことにより、窓口の混雑が解消されるまでの期間が短くなったと感じたが、一方で、オンライン申請を行うことができない方への支援が必要となり、会員が被災者の自宅を訪問してオンライン申請支援を行った。今後も、公費解体・撤去や補助金に係る支援を行う予定であり、必要な支援に努めていく。

○千葉会（令和8年8月千葉豪雨）

千葉豪雨の発災直後、千葉県や被害の大きかった自治体に対して行政書士が行うことができる支援について説明したところ、一部の自治体から打診があり、罹災証明書等交付申請支援や合同無料相談会へ参加し、被災者支援を行った。

最後に、河原議長が総括し、議長・副議長の退任をもって意見交換・情報交換は終了した。

○日行連からの連絡

平岡日行連大規模災害対策本部災害復興支援員派遣部長から、災害復興支援員の増員について協力要請がなされた。

青手木日行連暴力団等排除対策委員長から、冊子「暴力団等に対する基本的対応要領」が紹介され、各単位会での活用が求められた。

古川日行連総務部長から、令和9年度会長会は、本年度開催する予定であった熊本県で開催することが報告され、櫻田熊本会会長から挨拶が行われた。

以上、全てのプログラムが終了し、午後5時、会長会は閉会した。

令和8年熊本地震に係る支援金及び義援金の募集期間の延長について

＜大規模災害対策本部＞

令和8年熊本地震に係る支援金及び義援金の募集について、令和8年9月30日（水）まで実施することとしていましたが、令和8年9月3日に開催した大規模災害対策本部会議において、現地の被害状況や復旧状況等を勘案し、引き続き支援が必要であるとの判断から、次のとおり延長することといたしました。

詳細につきましては日行連ホームページのお知らせ（<https://www.gyosei.or.jp/news/20260810>）を御確認ください。

皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

募集期間

令和8年11月30日（月）までとします。



（リンク先：日行連ホームページ お知らせ）

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」>記事>「災害復興支援員」の募集について
<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



令和8年度特定行政書士法定研修の結果通知について

<中央研修所>

「令和8年度特定行政書士法定研修 募集要項」にて御案内をしているとおり、本研修の結果は、下表のとおり通知いたします。

10月18日	考査実施
11月中	会員専用サイト「連 con」内の 「研修・セミナー > 特定行政書士法定研修」にて発表 ※修了した者の考査受験番号のみ掲載
12月上旬頃	結果通知（本人事務所宛てに郵送）



行政書士制度 PR パンフレットの御案内



日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、平成25年度に作成した「行政書士制度 PR パンフレット」の内容に、平成26年度に創設された特定行政書士制度、令和8年1月1日から施行された行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）の内容等を反映した令和7年度版を作成いたしました。

本パンフレットは、平成25年度版の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を最優先とし、各単位会及び会員の皆様が印刷して無償で御利用いただけるよう、会員専用サイト「連 con」に印刷データを掲載いたしましたので、是非とも御活用ください（製本の購入を希望される場合には、株式会社全行団に御相談ください）。

なお、印刷データの単位会及び会員以外への利用並びに二次利用は、原則として認めませんので、御留意ください。

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



単位会別会員数一覧

<令和8年10月1日現在>

区 分 単位会		個人会員数			法人会員数		
		R 8. 4.1	R 8. 10.1	増減	R 8. 4.1	R 8. 10.1	増減
北海道 地方協議会	北海道	1,966	2,030	64	67	72	5
	秋 田	283	296	13	5	6	1
東北地方 協議会	岩 手	407	421	14	10	10	0
	青 森	357	366	9	7	7	0
	福 島	740	754	14	23	23	0
	宮 城	1,062	1,081	19	36	40	4
	山 形	443	455	12	5	5	0
	東 京	8,573	8,853	280	438	465	27
関東地方 協議会	神奈川	3,425	3,560	135	119	129	10
	千 葉	2,389	2,478	89	61	67	6
	茨 城	1,241	1,268	27	27	31	4
	栃 木	902	928	26	16	18	2
	埼 玉	2,694	2,763	69	66	74	8
	群 馬	1,108	1,136	28	17	19	2
	長 野	990	1,015	25	16	18	2
	山 梨	386	399	13	5	6	1
	静 岡	1,524	1,567	43	39	44	5
	新 潟	883	895	12	25	25	0
中部地方 協議会	愛 知	3,447	3,550	103	124	141	17
	岐 阜	911	945	34	19	22	3
	三 重	734	758	24	16	17	1
	福 井	339	345	6	7	8	1
	石 川	417	430	13	13	14	1
	富 山	405	413	8	17	17	0

区 分 単位会		個人会員数			法人会員数		
		R 8. 4.1	R 8. 10.1	増減	R 8. 4.1	R 8. 10.1	増減
近畿地方協議会	滋 賀	523	541	18	9	10	1
	大 阪	4,028	4,211	183	170	182	12
	京 都	976	1,005	29	32	34	2
	奈 良	516	530	14	14	15	1
	和歌山	363	372	9	6	6	0
	兵 庫	2,071	2,120	49	44	50	6
中国地方協議会	鳥 取	212	216	4	3	5	2
	島 根	285	299	14	3	3	0
	岡 山	808	847	39	29	32	3
	広 島	1,254	1,287	33	25	25	0
	山 口	498	500	2	7	8	1
四国地方協議会	香 川	439	451	12	10	12	2
	徳 島	326	338	12	10	12	2
	高 知	271	288	17	6	7	1
	愛 媛	566	585	19	14	14	0
九州地方協議会	福 岡	1,860	1,928	68	57	63	6
	佐 賀	265	263	△ 2	7	8	1
	長 崎	410	426	16	11	12	1
	熊 本	704	730	26	18	22	4
	大 分	396	408	12	13	15	2
	宮 崎	481	476	△ 5	15	16	1
	鹿児島	822	832	10	21	24	3
	沖 縄	486	518	32	17	20	3
合 計		54,186	55,877	1,691	1,719	1,873	154

特別倫理研修

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>(連 con ログイン後に御覧いただけます。)

令和8年度(令和9年1月~令和9年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ~1月28日(木)	11月上旬	令和8年11月25日(水) ~12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	令和9年2月19日(金) ~3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ~1月14日(木)	令和9年 3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

〈届出済証明書の更新を希望される方へ〉

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会(更新)を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を確認され、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和8年4月1日に登録⇒令和8年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和8年4月1日に修了した場合⇒令和14年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 << 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 << 一般倫理研修マニュアル >>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方
 ID（パスワード）を入力して、ログインボタンをクリックしてください。
 （パスワードを忘れた方はこちら）

ユーザーID:
 パスワード:
 ログイン

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。
 ※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能メールアドレス が必要です。

ID、パスワード申込

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年度から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連 con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連 con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号の PDF の直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連 con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連 con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」ボタンをクリック。
<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
 必要な場合は、チェックを外してください。

☒ 受け取る

[ログイン画面へ戻る](#) [確認](#)

ログインページ

※ 連 con にログインするには 利用登録 が必要です。

連 con への登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

[ログイン](#)

ログインIDまたはパスワードを忘れた方

ログインできない

- ログインID・パスワードの入力間違い
- パスワードに「Caps」が使用されている
- パスワードが8文字以上

連 con への登録がお済みでない方

また利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

[連 con サイト利用登録](#)

② マイページ

行政 太郎 プロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連 con ロゴをクリックすると連 con トップページに遷移します。

登録情報

氏名 行政 太郎

[変更する](#)

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

新着 月刊日本行政 ☒ 受け取る ☐ 受け取らない

新着記事お知らせ ☐ 一般公開情報 ☐ 申請取付関係情報

※ 選択していない記事カテゴリーは、お気に入りにも登録されません。

特定行政士決定情報 ☐ 業務関係情報・セミナー

運輸交通部門 ☐ 建設・環境部門

農林・土地利用部門 ☐ 社会保障・生活福祉部門

福利厚生・事業証明部門 ☐ 法務関係・成年後見部門

国際関係部門 ☐ 知財関係部門

企業支援部門 ☐ 委員会等

その他 ☐

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組を
お知らせします。

奈良県

行政書士会

奈良県北部における豪雨災害に伴う 窓口支援業務レポート



令和8年6月26日に発生した奈良県北部における豪雨災害に際し、奈良会が実施いたしました窓口支援業務につきまして、以下のとおり御報告いたします。

一般発生した集中豪雨は、本県北部に位置する生駒市内の一部地区において、住家の浸水や土砂崩れ等、市民の皆様の生活基盤を脅かす大きな被害をもたらしました。

当会では、同市と締結している「災害時における被災者支援のための行政書士業務についての協定（以下「災害協定」という。）」に基づく要請を受け、直ちに支援体制を決定し、支援要請のあった翌日から、7月17日まで担当者を現地に派遣いたしました。

今回の支援活動により、罹災証明書発行における一連の行政手続の大幅な迅速化が図られ、被災された市民の皆様の心理的・手続的な負担を軽減することに寄与いたしました。その一方で、当会の課題や教訓とすべき点も明確になりました。

- ① 災害協定運用の実効性の向上（マニュアルの見直しを含めたアップデート）
- ② 持続可能な支援体制の構築（緊急派遣から受託業務への移行期における事務手続や交代要員間での情報共有の効率化、派遣会員の負担平準化等）
- ③ 罹災証明発行に係るデジタル化への対応（デジタル窓口スキルの習得等）

これらの点は、早急に各担当者間で総括し、問題点の洗い出しを進めるとともに、改善していく所存です。

当会は、今後も地域の安全・安心と、災害に強い街づくりのため、行政との連携をより一層強化してまいります。今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



愛知県

行政書士会

「業務育成プロジェクト」が始動しました！



愛知会では、幅広い業務を取扱う会員の増加推進と会員の業務受任体制構築推進を今年度の事業計画の中心に置き、「業務育成プロジェクト」をスタートさせました。

改正行政書士法の施行により、幅広い業務分野で行政書士の需要拡大が想定されます。令和8年度は、個々の会員がより幅広い業務を取扱い、需要拡大に対応できるようにするため「受任体制の確立元年」と位置付けています。

令和8年8月17日、「業務育成プロジェクト」の第1弾として、法改正により需要が拡大している「自動車業務」の第1回研修会が開催されました。当会会員の八十川常務理事が講師を担当し、「登録業務の基礎」からスタートしました。研修会には、ほかの分野には精通していても、自動車関係業務は受任回数も少なく専門性を高めたい、という会員が多く受講していました。研修会はシリーズ形式で行われ、全てを受講した会員には審査を経て受講認定がなされる予定です。また、9月には「消防関連業務」に関する研修会が開講される予定です。

当会では、各会員の専門性を高めるために、各事業部が研修会を開催しています。依頼者の様々なニーズに応えることができる広範な知識を持つことは、依頼者の利便性に資することのみならず、「街の法律家」としての行政書士の本来の姿ではないかと考えています。



広島県

行政書士会

令和8年度災害時支援員研修会



令和8年8月27日、令和8年度災害時支援員研修会が開催されました。

開会に先立ち、中村副会長から挨拶がなされ、熊本地震における行政書士の対応や災害時支援員登録の背景、登録への協力要請、日行連における登録達成率等について説明がありました。災害発生時に行政書士が果たす役割と、平時から支援体制を整えておくことの重要性を改めて認識しました。

続いて、原田会長から、平成26年広島市土砂災害における当会の活動について説明がありました。当時、当会では安佐南区役所や避難所等に相談窓口を開設し、行政書士による無料相談を実施しました。罹災証明書の申請や各種支援制度の利用など、被災者の生活再建に向けた支援活動について、当時の状況を振り返りながら説明されました。

その後、広島市安佐南区役所市民部地域起こし推進課の大下慎一氏及び永井宏樹氏を講師に迎え、「罹災証明の基本とその関連業務について」と題して説明が行われました。罹災証明をめぐる最近の動きや行政書士会との連携協定、罹災証明書の基本、関連する支援制度、広島市における受付業務について、実務に即した内容を学びました。

最後には、実務に即した質問形式の「確認テスト」が行われ、研修内容を確認しながら、災害発生時に求められる対応についての理解を深めました。災害はいつ発生するか分からないからこそ、日頃から知識を身につけ、支援体制を整えておくことの重要性を再認識する、非常に有意義な研修会となりました。



北海道

行政書士会

国連 UNHCR 協会との
連携・協力に関する協定を締結

令和8年9月10日、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）赤れんがホールBにおいて、北海道会と特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会（以下「国連 UNHCR 協会」という。）による「連携と協力に関する協定」の調印式が執り行われました。

本協定は、双方の知見や強みを生かし、難民・国内避難民支援の推進や国際相互理解の促進等に寄与することを目的として締結されたものです。調印に先立ち、宮元仁会長から挨拶があり、今回の協定締結を契機として、国連 UNHCR 協会の活動について会員の理解を深め、その活動を広く伝えていきたいとの考えが述べられました。

続いて、国連 UNHCR 協会の川合雅幸事務局長から、世界における人道支援を取り巻く環境が厳しさを増しており、民間からの支援がますます重要になっているとの説明がありました。また、道内全域にネットワークを持つ当会との連携に期待を寄せ、遺言・相続などの相談を通じて、未来の社会のために財産を役立てたいという方々に「遺贈」という選択肢を伝えることも大きな力になると述べられました。

調印式後には、協定締結を記念した「終活準備セミナー～未来への想いをつなぐ選択～」が開催されました。川合事務局長から世界の難民情勢と UNHCR による人道支援について紹介があり、続いて、当会の浦野郁美会員による「終活準備」をテーマにしたセミナー及び相談会も行われ、多くの方々が参加しました。今回の協定締結と記念セミナーは、難民支援について理解を深めるとともに、行政書士が日々の業務を通じて社会貢献に関わる可能性について考える機会となりました。



秋 桜 日 記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (32 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 5 年目の行政書士

特定行政書士となり、その資格の可能性を通常業務においても実感している。そろそろ人生の節目を迎えそうな予感が…。

山田 賢人 (56 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田 麻衣 (27 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

本田 栞 (27 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

建設業の業種としては、建築一式、大工、とび・内装仕上げ、屋根、塗装、防水、解体と、数種の許可を取得していた。

「大手ハウスメーカーの下請け工事ではなく、自社で元請となってきた会社なんだなあ。」

山田先生が感心したように頷いた。

「先代が亡くなって、次の社長になった長男さんは、若いときには大手ゼネコンで修行してたみたいだけど、10 年前には会社に入って役員にもなってます。」

「会社の経営管理責任者と、専任技術者はどんな感じだ？」

「はい。どちらも先代の社長でした。創業当時は大工の先輩がいて、その方が経管だったそうですが、経験年数を満たしたのと、その先輩が引退したのを契機に、先代社長に切り替わっていました。その後、長男さん、つまり現社長に切り替わって現在に至ります。」

山田親子のやりとりを聞きながら、中島は必死にメモをした。建設業について、新規許可申請や更新許可などの手続を担当したことはある。しかし、その会社の内情について詳しく調査することはなかった。

これまで、依頼された手続に必要な書類の準備を依頼者にお願ひすれば、手際よく準備をしてくれる会社ばかりだった。そんな会社にも、歴史があり、会社に対する思いがあることなど、考えたこともなかった。

「どうした、中島君。なにか不明なところがあるかい？」

山田先生に声をかけられた中島は、率直に感想を述べた。

「えーっと、まずは私から報告します。相談者である佐藤工務店について、現状の聞き取りをしました。」

麻衣先生によると、株式会社佐藤工務店は、創業 40 年を迎える建設業者で、新築戸建住宅を中心に、地元では信頼ある業者のようだ。亡くなった先代社長が大工仲間と立ち上げた会社で、今年 70 歳になる専務は創業当時の仲間だ。

売上における公共工事の割合は低く、主に民間からの元請工事が大半だった。

「そうか。それもそうだ。私たち行政書士は、許認可手続の専門家だから、どうしても法律要件があるかどうか、という視点で物事を見がちだ。でも、事業を営むということは、それだけの覚悟と思い入れをもった人たちが、毎日必死に戦っているってことなんだよね。だから、そのことにも目を向けないと、いい仕事はできないし、いい知恵は出てこないと思うよ。」

「そうね。中島先生も今回のことで、行政書士として、ちょっ

とだけ成長したかもね。」

麻衣先生にからかわれて、中島は顔を赤らめた。それを見た一同は爆笑した。

「さあ、これからが問題だ。現時点で建設業の許可が取消しになる可能性が高い。この状況をどう考えるかだ。」

山田先生の問いかけは重かった。

だが、中島には一つの答えがあった。

「はい。別会社を立ち上げて、急いで許可を取るのはどうでしょうか。」

「ほう。その見込みはどうだろう、有りかな？」

「はい。できると思います。現社長は今でも経営であり専任技術者ですから、新会社を立ち上げて、その会社で建設業の許可をとれば解決ではないでしょうか。」

中島の回答に、麻衣先生は呆れ顔だ。

「ちょっと、それ本気で言ってるの？ 欠格要件に該当して許可を取消しになったとしたら、その時点での役員はどうなりますか？ しばらく許可を取れないんじゃないの？ まったく、そんなことは建設業法の基本でしょ。」

「あっ、そうか。」

中島は解決策を急ぐあまり、法令を確認することを怠っていたことを指摘され、下を向いた。

「まあまあ、まずは関係法令をきちんと押さえることが重要なのは確かだが、それと同時に解決に向けての仮説を立てるのも、コンサルティング能力が求められる行政書士には必要なことだよ。慌てずに一つずつ問題点を確認していこう。」

それから1時間ほどかけて、建設業に関する法令のチェックをした。それと同時に、佐藤工務店が不許可処分となってしまった産業廃棄物収集運搬業に関する法令の確認も行った。

法改正が多い分野であることから、法令の確認はインターネットが便利である。改正法に関する施行令、施行規則はもちろん、関係する通達なども確認のためプリントアウトすると、かなりの量になった。

「よし、今日のところはこれで解散しよう。次回までに、各自もう一度この法令資料に目を通して欲しい。私ももちろん確認するから、みんなもよろしく！」

資料をカバンに入れて帰り支度をしていると、山田先生が思い出したように言った。

「そうそう、今回の不許可案件について、審査請求も視野に入れているから、審査請求書の下書きも次回までをお願いするよ。」

不意をつかれた中島は、あっけにとられて言葉を失った。

「えー、まったく唐突なんだから。中島先生も驚いてるじゃない。」

麻衣先生に促されて中島も頷いた。

「おや、私たちは『特定』行政書士だってことを忘れちゃいけないよ。私たちだからできる方法があるんだから、フル活用しなくちゃね。じゃあ、よろしく。ハハハッ」

笑いながら会議室から出ていく山田先生を中島は呆然と見送った。

「まあ、依頼者のためにやれることはやろうっていうのが、うちの営業方針でもあるから、中島先生もそのつもりでお付き合いよろしくね。」

麻衣先生に背中をパシッと叩かれ、思わずよろけた中島だった。

若手特定行政書士たちの奮闘は続く。次回乞う御期待！



＜第7回＞ 問題解決の歴史から考える対話促進型調停 —行政書士ADRの役割と可能性—

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部 副本部長 竹内 正也

1 当事者同士の話し合いによる解決 （対話型問題解決手法）

人と人との間に意見の違いや利害の対立が生じたとき、最も基本的な解決方法は、当事者同士が直接向き合い、話し合うことです。言わば「対話型問題解決手法」であり、その原型は動物の世界にも見られるほど原始的な問題解決の方法であったと言えます。

しかし、問題の当事者には当然それぞれの利害があります。自分にとって望ましい結果を求める以上、話し合いだけでは解決できないことも少なくありません。話し合いが決裂すれば争いとなり、古くは怪我や死に至ることさえあったでしょう。

2 権力や権威の介入による解決 （妥協要請型問題解決手法）

さらに、人々が集団を作り、社会的な組織を形成するようになると、個人同士の争いが集団間、さらには部族同士の争いへ発展することもあります。また、組織内部での争いも、その秩序を乱し、場合によっては組織そのものを分裂させる危険をはらみます。そこで、争いを当事者だけに任せるのではなく、組織として早期に収束させる必要が生じてきます。

ここで登場するのが、村の長や部族の長老など、一定の権力や権威を持つ者による介入です。当時は、現在のように体系化された「法」が存在したわけではなく、判断のよりどころとなったのは地域の慣習や共同体の秩序であったと考えられます。そのため、必ずしも現在の意味での公平性が保障されていたとは限りません。

それでも争いを平和的に終わらせるためには、双方に一定の譲歩を求める必要があります。「今回は私の顔に免じて目をつぶってほしい。次は悪いようにはしないから。」といった形で、権威者が双方に妥協を求めるわけです。これが「妥協要請型問題解決手法」と言えるものです。

有名な「三方一両損」の大岡裁きは、その象徴的な例と言えるでしょう。二人の当事者に譲歩を求めるだけでなく、大岡越前自身も一両を負担することによって決着を図ります。双方が少しずつ損を受け入れる、また、その介入者も一定の損を受け入れる、という意

味では、言わば「Lose-Lose 型」の典型的な解決方法と言えるでしょう。

もっとも、この方法が機能するためには、介入する者が双方から認められる権威を持っていること、あるいは妥協の代償となる何かを提供できることが必要です。そのため、妥協要請型は、互いの関係性が見えやすい比較的小さな共同体においてこそ、有効な方法であったと考えられます。

3 法の介入による解決 （評価型問題解決手法）

やがて、小さな共同体が結び付き、より大きな社会が形成されていくと、地域ごとの慣習や特定の権威者だけに頼った解決では限界が生じます。そこで、より広い社会に共通して適用できる問題解決の基準として「法」が整備されていきます。

当事者同士の話し合いでも解決せず、権威者による妥協の働きかけでも折り合えない。そうした場合に、共通の評価基準である法に照らして結論を出す仕組みが必要になります。これが「評価型問題解決手法」であり、その代表が裁判です。

評価型では、何が起きたのか、誰が何をしたのかという事実認定を行い、法という基準を当てはめて結論を導きます。そのため、公平性や予測可能性を確保できる一方、事実認定に時間を要することがあります。また、法的には正しい結論であっても、当事者の事情や感情が全て反映されるとは限りません。

さらに、結論が「勝ち」と「負け」という Win-Lose の形になりやすいことも特徴です。争いが終わったとしても、その後も家族、隣人、取引先などとして関係が続く場合には、人間関係に大きな傷を残すことがあります。

4 介入ではなく促進による第4の解決 （対話促進型問題解決手法）

そこで改めて注目されたのが「対話」です。ただし、最初の原始的な対話にそのまま戻るわけではありません。当事者だけでは利害が衝突して話し合いが進まないため、公平な第三者が間に入り、当事者同士の対話を

促進します。

第三者が結論を押し付けるのでも、双方に単なる妥協を求めるのでもありません。それぞれが何を大切にしているのか、なぜその主張をしているのかを明らかにし、相互理解を深める中から、双方が納得できる解決を探していきます。これが「対話促進型問題解決手法」です。

この対話促進型という考え方は、現代のADR、とりわけ調停を考える上で重要な意味を持っています。

裁判では、裁判官が法に基づいて判断を示します。これに対して、対話促進型の調停では、調停人が「どちらが正しいか」を決めることを本来の目的とはしていません。調停人の役割は、当事者それぞれの話を丁寧に聴き、主張の背景にある事情や利害、感情、将来への希望などを整理しながら、当事者自身が解決の可能性を見いだせるよう対話を支えることにあります。

ここには、評価型とは異なる問題解決の価値があります。

例えば、法律上の結論だけを考えれば、一方が全面的に正しく、他方が全面的に責任を負うという事案もあるでしょう。しかし、実際の紛争では、法律上の権利義務だけが問題になっているとは限りません。「なぜあのような対応をされたのか」「一言説明してほしい」「できればこれからも関係を続けたい」といった思いが、その背後に存在していることがあります。

こうした問題は、金銭の支払いだけでは必ずしも解決しません。一方で、相手の説明を聴き、誤解が解け、あるいは自分の思いが相手に伝わることで、それまで動かなかった話合いが大きく進むことがあります。

対話促進型調停の特徴は、まさにこの部分にあります。

当事者が口にする「要求」だけを見るのではなく、その要求の背景にある「関心」(インタレスト)や「真の望み」(ニーズ)を探っていく。そして、一方の利益を削って他方に渡すだけではなく、双方の望みをできるだけ満たす新たな解決の選択肢を探していく。そこでは、単純なWin-LoseでもLose-Loseでもない、双方が一定の納得を得られる解決、言わばWin-Winとなる可能性も生まれてきます。

もっとも、そのためには、調停人自身が解決案を押し付けないことが重要です。法律専門職であれば、事案を聞いた瞬間に「法的にはこうなる」「この程度で和解するのが妥当だ」と考えてしまうことがあります。しかし、その評価を早い段階で当事者に示せば、せっかくの対話が「正しいか、間違っているか」という議論に戻ってしまう可能性があります。

法律を知っていることと、法律によって結論を出すことは同じではありません。

行政書士ADRにおける調停人には、法的知識を背景として持ちながらも、それを直ちに評価や判断として当事者に示すのではなく、まず当事者の言葉を聴き、

対話を促進する姿勢が求められます。法律は、対話を打ち切るための「答え」として使うのではなく、当事者が現実的な解決を考えるための一つの情報として位置付けることができます。

ここに、行政書士ADRにおける対話促進型調停の大きな意義があるのではないのでしょうか。

行政書士は、日常の業務において、市民や事業者の話を聴き、事情を整理し、制度や手続につなげる役割を担っています。依頼者が最初から問題を法的に整理して話してくれるとは限りません。むしろ、さまざまな事情や感情が入り交じった話の中から、本当に問題となっていることを見いだしていくことの方が多いでしょう。

その意味では、「話を聴く」「事情を整理する」「当事者自身が選択できるよう支援する」という対話促進型調停の考え方は、行政書士が日頃行っている市民との関わりとも親和性が高いように思います。

また、行政書士ADRが扱う紛争には、単純に金銭的な勝敗だけでは処理しにくいものもあります。近隣関係、ペットをめぐるトラブル、賃貸借関係、外国人をめぐる問題などでは、紛争解決後にも当事者の生活や関係が続いていくことがあります。そのような事案では、「誰が勝ったか」だけではなく、「この先どうするか」という視点が重要になります。

問題解決手法の歴史を振り返ると、私たちは「当事者だけの対話」から始まり、「権威による妥協」を経て、「法による評価」という仕組みを発展させてきました。そして今、法による解決の重要性を十分に認識した上で、再び「対話」という方法に目を向けています。

それは、決して昔の問題解決方法に戻ることはありません。

公平・中立な第三者の関与、法制度による手続保障、そして調停技法という専門性を加えた、新しい形の対話です。

裁判が社会にとって不可欠な問題解決制度であることは言うまでもありません。しかし、全ての紛争について裁判による勝敗を決することが最善とは限りません。紛争の中には、当事者が互いの事情を理解し、自ら解決方法を選ぶことによって、より適切に解決できるものもあります。

行政書士ADRが目指すべき役割の一つは、そのような紛争に対して「もう一つの問題解決の場」を提供することにあると思います。

「争いを終わらせる」だけではなく、「当事者が納得して次に進める状態を作る」。

第4の解決方法である「対話促進型問題解決手法」は、いわゆるADRの略語のもとである、Alternative Dispute Resolution(代替的紛争解決手続)などではなく、Another Dispute Resolution(新たな紛争解決手続)と呼べるものと考えています。

問題解決手法の長い歴史の先に生まれた対話促進型調停には、その可能性があるのではないのでしょうか。



法教育推進委員会から

北星学園大学での 法教育視察について

＜法教育推進委員会＞

北星学園大学経済学部経済法学科 足立清人教授からの講演依頼により講師を派遣するという北海道行政書士会（以下「北海道会」という。）戦略推進部の法教育事業に、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）法教育推進委員会メンバーも参加しました。

【法教育事業の日時及び内容】

令和8年7月3日（金）2限 10時35分～12時15分

北星学園大学経済学部経済法学科（北海道札幌市厚別区大谷地西2-3-1）

講義「民法Ⅱ（債権各論）」

- ・行政書士の業務について
- ・建物賃貸借契約後の原状回復の実務（行政書士会北海道ADRセンターの業務も含む。）

講師 北海道会 深林恭広会員（行政書士会北海道ADRセンター運営委員）

参加学生数 57名

「行政書士の業務について」では、暮らしの困りごとやビジネスに関する相談事例、多岐にわたる行政書士業務、行政書士試験等の紹介がありました。街の身近な法律家である行政書士の幅広い業務を知ることによって、実際に行政書士試験の受験を考える学生もいるようです。さらに、行政書士会北海道ADRセンターが採用する「自主交渉援助型調停」の紹介もありました。「建物賃貸借契約後の原状回復の実務」においては、賃貸住宅の退去時に問題となるポイントについて、実例を基にした分かりやすい説明に、学生たちが最後まで熱心に耳を傾けメモを取る姿も見られました。



講義をする深林会員

講義の締めくくりでは、宮元仁北海道会会長が参加した学生に向けて挨拶し、行政書士の仕事のやりがいや学び続けることの大切さを、ユーモアを交えて語りました。短い時間ではありましたが、大変実りある機会となりました。

北海道会と北星学園大学及び北星学園大学短期大学部は、相互連携・協力に関する協定を令和7年5月に締結しています。協定の目的は、学生教育への協力、学術交流の促進、地域社会への貢献であり、連携・協力の主な取組としては、（１）外部講師の派遣、（２）学術交流・共同研究、（３）学生の実務教育の充実が挙げられます。特に経済学部経済法学科の講義においては、北海道会への講師派遣依頼により、法務実務を学ぶ機会の提供という法教育事業につながっています。

講義終了後の意見交換会では、中村和彦学長から、少子化等により大学を取り巻く環境が変化する中、同大学が国際関係や情報科学分野の学部新設など、時代に応じた改革を進めていることが紹介されました。また、社会福祉分野の人材不足や国際的なソーシャルワークの現状にも触れ、「専門職の仕事は、誰かの役に立つことだ」との思いが述べられました。行政書士については、複雑な課題を分かりやすく整理し、個人や企業を支える専門職であるとの認識が示され、大学と行政書士会が相互理解を深めていくことへの期待が寄せられました。

日行連法教育推進委員会の委員からは、「このようなアプローチの仕方があるのかという発見があった」「自分の単位会に持ち帰り、大学との連携を検討したい」など、各地域での展開を見据えた意見が寄せられました。足立教授からも「できること、やりたいことがまだまだたくさんある」との発言があり、活発な意見交換の場となりました。



中村学長との意見交換

今回の視察は、参加者からいろいろな情報や知識を得ることができる機会となり、大変有意義で貴重な時間となりました。これからも多くの学生に「行政書士」という職業を進路の選択肢に加えてもらい、登録者の増加につながるような法教育の実施に努めていきたいと思います。

～担当講師の感想～

この講義は、足立清人教授の御協力により令和元年から行っていますが、今回は法教育研究の一環として、日行連の法教育推進委員会の皆様、北海道会会長、副会長及び常任理事の皆様にもお越しいただき、私自身大変緊張する中での講義となりました。当日は57名の学生が受講され、「行政書士の業務」のほか、「ADR」、「貸借契約の敷金・原状回復」について講義しました。

講義後に寄せられた質問から、多くの学生が前向きに受講してくださったことを実感することができました。この取組を今後も継続し、同大学と本会間の相互連携・協力に関する協定が更に実のあるものになればと願っています。（講師：深林 恭広）

【北星学園大学での講義及び意見交換会 出席者】

出席者 北星学園大学より 学長 中村和彦氏、経済学部経済法学科教授 足立清人氏

日行連より

副会長 河野芳輝、専務理事 関口隆夫、

法教育推進委員会委員長 青木克博、副委員長 松村和人、

委員 橋本奈津子・相川功之・今井敦史・善養寺貴洋・小林幸弓・濱田典子・

深田久美子

北海道会より

会長 宮元仁、副会長 菊地淳史・成田眞利子・甲田啓一、

経理部長 酒匂桂子、広報部長 平間丈嗣、

戦略推進部長 斎藤哲也、中央研修所研修統轄 三浦勝也、

会報・HP 委員長 吉田充、

行政書士会北海道 ADR センター運営委員 深林恭広 ※敬称略

〈第1回〉

資格外活動許可

公益財団法人入管協会

理事 伊東 勝章

2024年4月に外国人の受入れ・共生を考える情報誌として復刊した「国際人流」が30号に至りました。同誌については、「月刊日本行政」2025年3月号(No.628)において「外国人との共生社会に向けた新たな情報発信」と題し、同誌の「入管法令・手続Q&A」から選びました設問の解説とともに御紹介させていただきましたが、本号では、資格外活動許可について、当該Q&Aに掲載しました同許可に関する設問を含めて解説いたします。

1 資格外活動許可

資格外活動許可は、出入国管理及び難民認定法(以下「法」といいます。)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が当該在留資格に応じ、同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で、当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬(業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除きます。以下同じ。)を受ける活動を行うことを許可するものです(法第19条第2項)。収入を伴う事業を運営する活動にも報酬を受ける活動にも該当しない活動は禁止されていませんので(法第19条第1項)、資格外活動許可を必要とせず、同許可の対象になりません。事例を見てまいります。

Q1 私は、「留学」で在留している大学生ですが、動画投稿サイトに自らが作成した動画を毎週投稿して、その閲覧者数に応じて収入を得る活動を行いたいと考えています。資格外活動許可を受ける必要がありますか。

「国際人流」2024年8月号に掲載した設問です。資格外活動許可を受ける必要があるかどうかを問

うものですので、設問の活動が①収入を伴う事業を運営する活動又は②報酬を受ける活動(以下①②共に「就労」といいます。)に該当するかどうかポイントになります。

まず、設問の活動が①の収入を伴う事業を運営する活動に該当するかどうかですが、収入を伴う事業を運営する活動に該当するのは、事業として行われ、かつ、その事業が収入を伴うものである場合です。そして、事業に該当するのは、一定の目的をもって同種行為を反復継続して行う場合です(入国・在留審査要領(以下「要領」といいます。)第10編第2章第1節(注))。設問の留学生は動画を毎週投稿するということですので、その活動を行うことは事業に該当し、その事業は収入を伴うものと考えられます。それゆえ、当該活動は、収入を伴う事業を運営する活動に該当し、そのような活動を行う場合には、資格外活動許可を受ける必要があります。単発的に動画投稿サイトやSNSにおける活動に伴う収入を得る活動は、原則として資格外活動許可を要しませんが、当該活動の程度が反復継続的なものであると認められる場合や、現に有する在留資格の資格該当性に疑義を生じさせる場合は、この限りではありません(要領第10編第2章第2節第3の4)。

以上でこの設問に対する結論は出ましたが、参考までに設問の活動が②の報酬を受ける活動に該当するかどうかを見ますと、報酬を受ける活動とは、一定の役務を提供し、それに対して対価を受ける活動をいいます(要領第12編第2章第1節第2の4(1))。設問の活動は、動画の作成等という役務を提供してその対価を得る活動とは言えませんので、報酬を受ける活動には該当しません(要領第12編第2章第17節第1の4の三(1)ウ(オ)②)。

2 資格外活動許可に基づく就労の前提

資格外活動許可によって可能となる就労は、外国人が有する在留資格に該当する活動の「遂行を阻害しない範囲内」ですので、在留資格に該当する活動が遂行されていることが前提となります。それゆえ、在留資格に該当する活動を遂行していない場合には、就労できません。出入国在留管理庁が「資格外活動許可の要件（一般原則）」（注）として、第1に申請人が申請に係る活動に従事することにより、現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと、第2に現に有する在留資格に係る活動を行っていること、を掲げているのはそのためです。なお、当該要件は七つ掲げられており、就労内容が法別表第一の一の表又は二の表の在留資格（「特定技能」及び「技能実習」を除きます。以下「就労資格」といいます。）に該当することという第3の要件は、後述の包括許可においては求められませんが、それ以外の要件は全ての資格外活動許可において必要になります。それでは、事例を見てまいります。

Q2 私は、「留学」で在留している大学生ですが、事情があって半年間休学することになりました。資格外活動許可は、教育機関に在籍している間に行うものに限るとされていますが、休学しても在籍していますので、就労を続けてよいですか。

資格外活動許可に基づく就労は、外国人が現に有する在留資格に該当する活動を遂行していない場合には行うことができません。「留学」の在留資格に該当する活動は、本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関（以下「教育機関」と総称します。）において教育を受ける活動です。したがって、教育を受ける活動であっても教育機関において行わない場合すなわち教育機関に在籍していない場合や、教育機関に在籍していても教育を受ける活動を行わない場合には、「留学」の在留資格に該当する活動を遂行していることにはなりません。資格外活動許可において「留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る」とされているのはそのためであり、卒業や退学で在籍しなくなった場合は当然に就労できなくなりますが、休学の場合も、在籍はしていても教育を受ける活動を行いませんので、資格外活動許可に基づく就労はできません。

（注）出入国在留管理庁ホームページ

「資格外活動許可の要件（一般原則）」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00045.html



（1）申請人が申請に係る活動に従事することにより現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと。

（2）現に有する在留資格に係る活動を行っていること。

（3）申請に係る活動が法別表第一の一の表又は二の表の在留資格の下欄に掲げる活動（「特定技能」及び「技能実習」を除く。）に該当すること。

（注）包括許可については当該要件は求められません。

（4）申請に係る活動が次のいずれの活動にも当たらないこと。

ア 法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動

イ 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行う活動又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う活動

（5）収容令書の発付又は意見聴取通知書の送達若しくは通知を受けていないこと。

（6）素行が不良ではないこと。

（7）本邦の公私の機関との契約に基づく在留資格に該当する活動を行っている者については、当該機関が資格外活動を行うことについて同意していること。

3 資格外活動許可の種類

資格外活動許可は、包括許可（就労内容を特定せず、包括的に1週について28時間以内の就労を認める許可）と個別許可（就労を行う本邦の公私の機関の名称及び事業内容その他必要な事項を定めて個々に行う許可）に大別され、個別許可は、包括許可の範囲外の就労をする場合や就労資格を有する者がほかの就労資格に該当する活動を行う場合に行われますが、包括許可と異なり、就労資格に該当する活動でないと許可されません。「留学」の在留資格では、1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内）の就労をする場合に包括許可が行われ、就職活動の一環として職業体験を目的とするインターンシップに従事する場合などに個別許可が行われます。また、「家族滞在」の在留資格では、1週について28時間以内の就労をする場合に包括許可が行われ、その範囲を超えて就労資格に該当する活動を行い、当該活動に従事する期間が現に有する在留期間の過半を超えない場合に個別許可が行われます。それでは、個別許可についての事例を見てまいります。

Q3 私は、「家族滞在」で在留していますが、「技術・人文知識・国際業務」に該当する仕事をしたいと考えており、当初は週20時間程度ですが、徐々に時間を増やす予定です。資格外活動許可には週28時間を超えて就労できる個別許可があるということですので、その許可を受ければ、フルタイムで就労することもできますか。

表現は一部異なりますが、内容は「国際人流」2024年10月号に掲載した設問と同じです。「家族滞在」で在留している者が資格外活動許可を受けて「技術・人文知識・国際業務」に該当する仕事をする場合、その活動は就労資格に該当しますので、週28時間を超えて就労することができる個別許可の対象となります。しかし、個別許可であっても、資格外活動許可であることから、現に有する在留資格に該当する活動の遂行を阻害してはな

りません。「家族滞在」は、就労できない在留資格であり、この在留資格に該当する活動は、扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動です。「家族滞在」の在留資格に該当する活動を遂行していると言えるためには、この活動を在留の目的として行っていることが必要です。フルタイムで就労することにより収入が増え、又はフルタイムに至らなくても、たとえ包括許可の対象となる週28時間以内であっても、時間単価の高い仕事のため収入が多くなり、扶養を受ける者でなくなった場合には、「家族滞在」の在留資格に該当しなくなり、包括許可、個別許可を問わず、資格外活動許可に基づく就労はできません。また、扶養を受ける者であっても、フルタイムで就労する場合には、在留の目的が、扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を行うことではなく、その就労を行うことになると考えられます。したがって、その就労が可能な在留資格への変更が必要になると考えられ、資格外活動の個別許可を受けることにより、フルタイムで就労することはできません。

4 資格外活動許可と在留資格制度

外国人は、永住者などその身分や地位に応じた在留資格の対象となる者を除き、本邦で行おうとする活動（在留の目的）に応じて決定される在留資格（活動資格）をもって在留します。活動資格は、可能な活動が限定されており、それ以外の就労はできませんので、その就労を可能にするために資格外活動許可が設けられていますが、在留の目的は在留資格に該当する活動（例えば、「特定活動」であれば指定書に記載された活動）ですので（在留の目的が変われば在留資格を変更しなければなりません。）、その活動に属しない就労は、その活動が遂行されていることを前提として、それを阻害しない範囲内でしか認められません。すなわち、資格外活動許可を受けても、在留資格に該当する活動の遂行がなくなれば就労もできなくなるほか、就労によってその活動の遂行が阻害されてはならず、その活動が在留の目的でなくなっただけではいけません。在留の目的が就労を行うことになる場合には、資格外活動許可では対応できず、その就労に

応じた在留資格への変更が必要になります。なお、現に有する在留資格に該当する活動を縮小して就労しようとする場合は、その活動の遂行が阻害される可能性があるものとして慎重に審査されます（要領第10編第2章第2節第1の1（注））。

また、収入を伴う事業を運営する活動（「経営・管理」に該当する活動）をする場合の資格外活動許可は、個人事業主等としてその外国人が単独で

行う比較的小規模な事業の経営を行う活動に限られ、新たに法人を設立する場合や従業員を雇用する場合、事業所を設けて活動する場合等については、その態様から見て在留目的が実質的に変更されていると考えられるため、「経営・管理」の在留資格への変更が必要となります（要領第10編第2章第2節第3の1（3））。

月刊誌「国際人流～外国人の受入れ・共生をみんなで考える情報誌」について

入管協会発行の月刊誌「国際人流～外国人の受入れ・共生をみんなで考える情報誌」では、新たな制度での外国人受入れや、地域社会での多文化共生社会づくりの取組み等、外国人の受入れ・共生をめぐる様々な動きについて情報を発信することと併せて、多様な観点の多様な御意見を掲載することを編集方針としており、「入管法令・手続 Q&A」も毎号掲載しています。

■最新号の特集内容御紹介

◎ 2026 年 10 月号

特集：「外国人受入れ—その考え方の「違い」が知りたい」

外国人の受入れや共生社会づくりについては、様々な見方や御意見があり、特に昨今関心も高まっています。しかし、単独で意見が表明されると、ほかの意見との違いが分からないこともあります。

そこで、御意見や観点が「際立っている」論客である、衆議院議員参政党国会対策委員長・和田政宗氏、参議院議員社会民主党党首・福島みずほ氏、東京新聞社会部記者・望月衣塑子氏、政治評論家・ナザレンコ・アンドリー氏のお考えを一挙に御紹介させていただきます。



（48 ページ・オールカラー／税込み価格 990 円
（本体価格 900 円）／編集・発行：公益財団法人
入管協会）

* 2026 年 10 月号は、全 52 ページ

御購入は
こちらから



【国際人流問合せ先】

公益財団法人入管協会

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-11-3 淡路町 MH アネックス 5 階

TEL：03-6381-1985 FAX：03-6381-1947

e-mail：jinryu@nyukan-kyokai.or.jp

VOD紹介「封印業務研修」

＜中央研修所＞

今月は業務研修〈運送・自動車〉講座の中から、「封印業務研修」を御紹介します。

本研修は、封印取付け委託要領の改正内容を始め、実務を行う上で押さえておくべきポイントについて分かりやすく解説しています。また、封印業務に求められる高い信頼性や適正な業務運営を踏まえ、コンプライアンスを重視した業務遂行のポイントについても学ぶことができます。

各単位会が全国の運輸支局と委託契約を締結し、さらに再々委託制度を併用することで、行政書士が封印業務に関与する機会は大きく広がっています。これにより、国民の利便性向上に寄与するとともに、自動車行政への更なる貢献が期待されています。

封印業務に既に携わっている方はもちろん、これから業務に取り組もうとお考えの方にも参考となる内容です。是非御受講いただき、実務知識の習得と業務の質の向上にお役立てください。

※現在、全国の単位会で全国の運輸支局との封印委託契約を結んでいます。それぞれ支局ごとに個別の契約となり、各運輸支局で運用が異なる場合がありますので御注意ください。また、封印業務を行うには、自動車登録業務に十分精通した者として所属単位会の丁種会員名簿に登録される必要があります。

● 研修情報 ●

講師プロフィール (役職は収録当時のものです)

日本行政書士会連合会 許認可業務部 運輸交通部門 部員
八十川 英剛 様

講義時間 約1時間

受講料 無料



● 研修のアジェンダ

改正「封印取付け委託要領」と行政書士の新たな業務展開

- | | |
|---|---|
| <p>①制度の基礎と受託者の4分類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封印委託制度とは ・受託者の4分類(甲・乙・丙・丁) ・丁種の特異性 <p>②法改正のポイントと業務範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録への出張封印解禁 ・OSS申請との連携強化 ・作業場所の柔軟化 ・体制整備(責任者と担当者) | <p>③実務運用と遵守事項(コンプライアンス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再々委託の仕組みと活用例 ・確約書の締結義務 ・封印の丸投げ・郵送禁止 ・証拠保全:写真撮影と5年間保存 ・封印の管理と事故報告(紛失・打損) ・月次報告の義務(使用実績の厳密管理) ・補助者の活用と監督 <p>④全国封印権拡大への展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国封印権拡大の動向 ・再封印の全国対応(先行実施) <p>⑤理解度チェック(クイズ・Q&A)</p> |
|---|---|

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連ホームページ」最上部の「研修サイト」ボタン又は右記の二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧＞業務研修＞運送・自動車＞〈運送・自動車〉封印業務研修」を選択し、該当講座を受講。



↑研修サイト二次元コード

VOD紹介「災害復興支援講座」

＜中央研修所＞

今月は政策関係研修〈災害復興支援講座〉の4講座を御紹介します。

現在の日本は、いつ、どこで、どんな災害が起こってもおかしくないという状況にあります。また、現実が発生した災害の範囲と規模は拡大傾向にあり、被災者はもとより、支援に当たる自治体の方々が従事しなければならない業務も年々多様化・複雑化しているように思われます。

現在、日行連においては内閣府と、また各单位会においては多くの自治体との間で締結している災害支援に係る協定に基づき、罹災証明書・被災証明書の発行に係る手続等、被災地・被災者に向けた各種支援を精力的に実施しているところです。一方で、国難級災害に備え、平時から発災時、復旧・復興までを一貫して主導する司令塔的機能を担うことを目的とした防災庁の設立が今秋予定されているなど、国や自治体における防災行政の在り方が抜本的に変わりつつあります。このような中、被災地・被災者支援に関わる私たち行政書士に求められる役割の重要性は、今後益々大きくなることでしょう。

以下に御紹介する「災害復興支援講座」は、令和6年9月に内閣府との間で締結された「大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定」を踏まえ、将来的な大規模災害の発生に備えた支援活動に係る人的支援体制の充実・強化を図り、一日も早い被災地の復旧・復興に寄与することを目的として、本会が募集する「災害復興支援員」を対象とした講座です。

支援の現場で役立つ情報が豊富に提供されているほか、行政書士が今後備えるべき防災に関するリテラシーの向上にも資する必聴の講座となっておりますので、この機会に是非御視聴ください。

● 対象講座の紹介 ●

※令和8年11月現在

「罹災証明書の申請手続」

罹災証明書の申請手続について解説している研修です。

「自動車の廃車等手続」

自動車の廃車等手続について解説している研修です。

「公費解体・撤去の手続」

公費解体・撤去の手続について解説している研修です。

「災害復興支援に関するオンラインセミナー」

「災害復興支援員」制度の概要や災害関連法令、大規模災害時における被災自治体・被災者支援の実践事例について学ぶ研修です。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」最上部の「研修サイト」ボタン又は右記の二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧＞政策関係研修＞災害復興支援講座」から、視聴を希望する該当講座を受講。



↑ 研修サイト二次元コード

1日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(118件)
- (2) その他

広報部会**【協議事項】**

- (1) 令和8年度広報事業の進捗確認
- (2) 日本行政関連事項について
- (3) ホームページの管理・運営について
- (4) 新規広報事業について
- (5) 行政書士活用ガイドの改訂について
- (6) 行政書士制度広報月間の対応について
- (7) 令和9年度行政書士制度PRポスターについて
- (8) (一財)日本宝くじ協会への助成申請について
- (9) 全国広報担当者会議の実施計画について
- (10) その他

4日

金

中央研修所運営会議**【協議事項】**

- (1) 令和8年度事業計画・予算について
- (2) 各研修事業の具体的な推進について
- (3) 令和9年度以降の研修事業について
- (4) その他

11日

金

規制改革委員会**【協議事項】**

- (1) 令和8年度事業計画・予算案について
- (2) 「規制改革・行政改革ホットライン」の各省庁からの回答について
- (3) その他

行政書士制度に関する研究会**【協議事項】**

- (1) 私法部会学識者による研究発表
- (2) 骨太の方針2026について
- (3) 令和8年熊本地震について
- (4) 公法部会の開催日程について
- (5) その他

2日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について

常任理事会(～3日)**【合議事項】**

- (1) 文書の閲覧・写しの請求申請について1
- (2) 文書の閲覧・写しの請求申請について2
- (3) 「骨太の方針」を踏まえた予算関連要望事項について
- (4) 永住許可に関するガイドライン改定案に係る意見募集について
- (5) 後援名義の承認について

14日

月

資格審査会**【協議事項】**

- (1) 行政書士法第7条第2項に基づく登録抹消について
- (2) その他

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(199件)
- (2) その他

3日

木

大規模災害対策本部会議**【協議事項】**

- (1) 令和8年8月千葉豪雨について
- (2) 令和8年熊本地震被災地視察報告について
- (3) 熊本地震の義援金及び支援金の募金の延長について
- (4) 会員派遣に係る傷害保険について
- (5) その他

災害復興支援員派遣部会議**【協議事項】**

- (1) 災害復興支援員の養成について

16日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 大規模災害に伴う義援金・支援金の募集について
- (3) 事業推進体制の充実・強化について

常任理事会

【合議事項】

- (1) 専門員の登用について
- (2) 大規模災害に伴う義援金・支援金の募集について
- (3) 「予算要望書」案について

総務部会

【協議事項】

- (1) 会長会の運営確認について

会長会(東京都港区)

【意見・情報交換】

- (1) 官民業務受託について
- (2) 法改正を踏まえた各単位会の将来ビジョンについて
- (3) その他

28日

月

許認可業務部

運輸交通部門会議

【協議事項】

- (1) OSS対策委員会からの意見書
- (2) VOD研修について
- (3) 全国担当者会議について
- (4) 単位会からの照会について
- (5) 関東地協からの照会について
- (6) 貨物システムのテスト環境について
- (7) 統一封印受領証について
- (8) 特殊車両通行申請手続きの委任状について
- (9) その他

30日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 〈確認〉常任理事会の合議事項等について
- (2) 事業推進体制の充実・強化について

常任理事会(～10月1日)

【合議事項】

- (1) 令和8年熊本地震における支援金及び義援金の支給について
- (2) 特定資産における資産運用について

25日

金

北海道地協との連絡会(～26日)

警視庁・東京入管・日行連による三者協議会

登録委員会からのお知らせ

重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手續に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手續における添付書類の削減や手續の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- ☐ 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- ☐ 上記において、行政書士法人に所属する会員(社員又は使用人)の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿記載事項変更届出書」を提出してください。



本会ホームページの行政書士会員検索への 「主な取扱い業務」の登録についての御案内



会員専用サイト「連 con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連 con の「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連 con にログインするには利用登録が必要です。

登録方法（連 con）

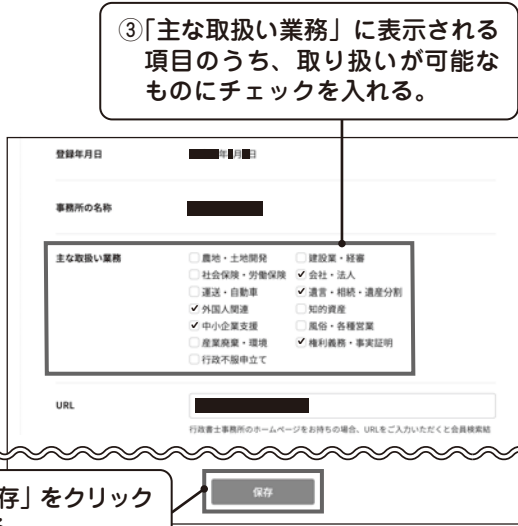


<https://www.gyosei.or.jp/user/login>



①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。



③「主な取扱い業務」に表示される項目のうち、取り扱いが可能なものにチェックを入れる。

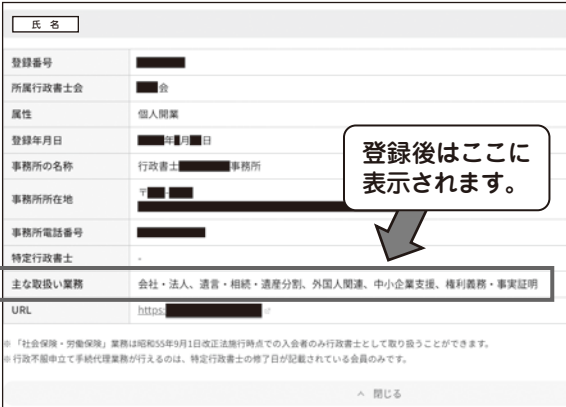
④「保存」をクリックする。

掲載場所（ホームページ）



①「行政書士を探す」をクリックする。

②検索項目のいずれかを入力（完全一致）し「利用上の注意」を確認し「検索」をクリックする。



登録後はここに表示されます。





行政書士成年後見専門4団体による 合同研修会レポート

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・広報委員長 花村 奈生子



1. 始めに

7月24日、行政書士による成年後見専門4団体、(公社)コスモス成年後見サポートセンター、(公社)成年後見支援センターヒルフェ、(一社)北海道成年後見支援センター、NPO法人おかやま成年後見サポートセンター(以下それぞれ「コスモス」、「ヒルフェ」、「北海道」、「おかサポ」といいます。)による合同研修会が東京行政書士会館講堂にて開催されました。

平成12年の成年後見制度開始当初から、行政書士は各地域で活動してきましたが、平成22年8月に日本行政書士会連合会(以下「日行連」といいます。)によりコスモス(現在42支部)が全国団体として設立され、ヒルフェ、北海道、おかサポとは協定という形で協力関係を築き、全国どの地域でも偏りのない支援を行う体制を整えてまいりました。現在は、日行連の支援の下、4団体による合同事業プロジェクトチームを立ち上げ、全国的な公益事業の推進に取り組んでいます。

本研修会はこの合同事業の一環として開催されたものであり、このほかにも共通のパンフレットや研修テキストの作成など、様々な連携事業を進めています。昨年に引き続き第2回目となった今回の合同研修会は、会員外にも広く公開し、会場とオンラインを合わせて全国から1,000名を超える参加があり、成年後見制度と制度改正に対する関心の高さがうかがえました。

2. 研修会の概要と講義内容

開会に当たり、主催者を代表してコスモスの田後隆二理事長が挨拶に立ち、制度改正という大きな転換期を迎える中、4団体が連携して会員の実務能力と専門性の向上に取り組んでいることとその意義を説明しました。続いて、日行連の宮本重則会長から、高齢者や障害のある方の生活や権利を支える成年後見分野における行政書士の役割の重要性と今後の活動への期待が

寄せられました。

講師には、日本成年後見法学会副理事長・司法書士の高橋弘先生をお迎えし、「成年後見制度改正と行政書士の新たな使命—『終われる後見』時代における任意後見・補助・監督を通じた国民の権利利益の実現—」と題して御講演いただきました。令和10年秋頃に予定される改正法の施行に向け、私たち専門職には、様々な場面で、現行制度と新制度の混同を防ぐ丁寧な説明が求められます。講義で示された「本人に合わせた制度設計」という考え方は、御本人の生活課題や意思決定支援に真摯に向き合い一人ひとりに寄り添った支援を行う上で、今後ますます重要になると感じました。また、法的裏付けをもって御本人の意思を尊重しながら御本人を支え続ける任意後見制度を活用していくことが、行政書士が地域社会で果たすべき使命であるとの提言が強く印象に残りました。研修の最後には各団体の代表から挨拶があり、4団体が今後も一体となって成年後見制度を支えていく決意が示されました。

3. 各団体代表による感想

研修会終了後、改めて各団体の代表の皆様が今回の研修会の感想をお寄せいただきましたので御紹介いたします。

コスモス 田後隆二 理事長

昨年に引き続き、本年も4団体による合同研修会を開催することができました。多くの皆様に御参加いただき、成年後見制度のこれからに対する関心の高さとともに、私たち行政書士がこの分野で果たす役割の大きさを改めて感じています。

行政書士法の改正により、国民の権利利益の実現に資することが明記され、行政書士の使命と職責が明確にされました。また、成年後見制度の見直しや社会福祉法の改正により、地域における権利擁護支援の在り

方も変わろうとしています。今回の研修は、制度改正を学び、今後の行政書士の役割と実務の在り方を考える貴重な機会となりました。

制度や社会の仕組みが変わっても本人の意思を尊重し、権利利益を守るという基本は変わりません。一つひとつの実践を積み重ね、経験や課題を共有し、次の実務へつなげていくことが大切だと考えています。4団体が合同で研修会を開催できたことには大きな意義があります。これを契機として、これからも互いの経験と知見を持ち寄り、行政書士が成年後見・権利擁護の分野で社会から信頼される役割を担っていけるよう、力を合わせ取組を積み重ねて参ります。

ヒルフェ 齊藤志郎 理事長

今回の合同研修会は、成年後見制度の改正法の公布直後に、改正法全体にわたり学ぶことができる大変貴重な機会だったと感じました。また、講義の中で改正された成年後見制度の運用において、今後、行政書士がどのように関わっていくかについてのお話もあり、後見団体として今後の活動に生かしていくべき点も多く、学びの多い素晴らしい研修会でした。御協力いただきました、日本行政書士会連合会、各行政書士会の皆様には改めて御礼申し上げます。

今回の4団体による合同研修会は、昨年度に引き続き2回目となりました。この研修会は日本行政書士会連合会及び各行政書士会が連携している成年後見団体が行っている合同事業の一つです。行政書士会全体として社会貢献活動であり公益活動である成年後見業務に向き合い取り組んでいることを皆様に知っていただくために行っている活動でもあります。引き続き、今回のような合同事業を行っていくことにより、成年後見団体だけでなく、行政書士会全体の発展に寄与できればと考えております。

北海道 菊地淳史 理事長

7月24日に東京都行政書士会館講堂にて第2回の日行連の成年後見を担うコスモス等4団体の研修会が開催され、全国の会員の皆様にネット配信され、多くの皆様に御覧いただき御参加いただいたこと、当事者団体の一つとして大変感謝申し上げますと同時に、会場をお貸しいただいた東京都行政書士会及び御準備いただいたヒルフェの皆様にも感謝申し上げます。

昨年の研修会開催をきっかけに4団体による研修テキストの共有化、全国展開の広報事業と進化を続けていき、日行連の下、行政書士が後見業務を受任する全国団体としての世の認識を高めていけることを期待します。令和3年5月12日に日行連から出された基本指針(「月刊日本行政1月号(No.590)」13ページ参照)の5ヶ年計画において全国統一運動が令和7年度に終了し、全国組織としての活動を令和8年度より開始されるのかと

思いましたが未だ全国組織の色塗りが未了とのこと、全国組織としてコスモス等4団体が行政書士会に存在するという点を日行連理事会構成員の役員の皆様の俯瞰からの決断と、この活動が先々続くことを期待いたします。

おかサポ 大谷郁美 理事長

今回の研修では、成年後見制度改正の内容だけでなく、改正後の制度を支える行政書士の新たな使命について多くの示唆をいただきました。

高橋先生は、「終われる後見」の実現には、法定後見終了後も本人の生活を支える法的基盤が不可欠であると説かれました。お話からは、制度の中心には常に本人がいるという揺るぎない考え方が伝わってまいりました。本人の意思を丁寧に受け止め、その人らしい生活を支えることこそが成年後見制度の本質であり、その理念を実現するために制度をどう活用していくかが重要であることを改めて学びました。本人は後見が終了した後も契約社会の中で生活を続けていきます。そのため、任意後見制度を本人の法的基盤とし、必要な場面では補助制度を活用し、補助終了後も任意後見による支援へつないでいくという考え方を丁寧に説明されました。

また、行政書士の関与の可能性が広がることは、責任の拡大でもあることを強調されました。4団体の一員として全国の仲間と力を合わせ、新たな制度にふさわしい実務構築に取り組んでまいります。行政書士は全国に広がる職能であり、そのネットワークこそが新たな制度を支える大きな力になると実感しています。

4. 終わりに

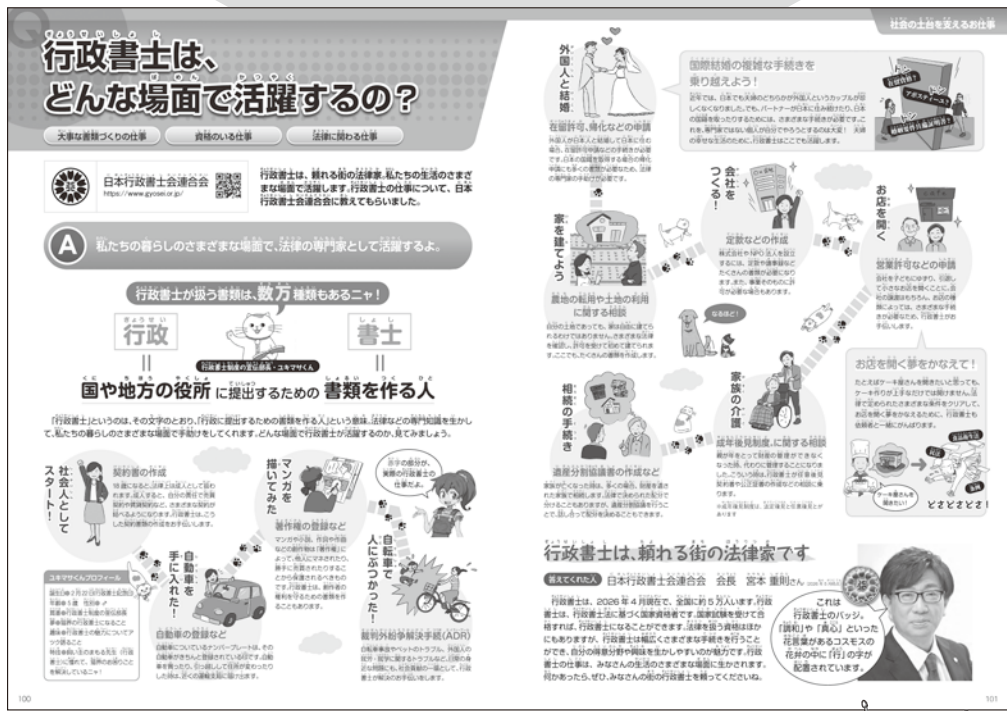
成年後見制度が転換期を迎える今、私たち行政書士が社会的評価をより高めるためには、地域に根ざした専門職としての知見と全国規模の組織的支援体制をより強固なものにしていくことが重要です。既に全国的な基盤は整いつつありますが、この体制を一層発展させ、関係機関や地域社会から更に信頼される組織を目指すことが私たちの使命であると考えます。これから後見業務への取組を御検討の方、そして既に後見業務に携わっていらっしゃる行政書士の皆様におかれましても、是非お近くのコスモス支部又は各団体へ御入会いただき、ともに活動いただけますことを心よりお待ちしております。

最後に本研修会の開催に当たり、会場を御提供いただいた東京都行政書士会並びに会場運営で本研修会を支えてくださったヒルフェの皆様にも心より御礼申し上げます。

日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑 2026」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。



行政書士紹介ページ(本記事は2026年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにも
わかりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2025 年度実績— 協賛：113 社 寄贈：72,500 部

朝日学生新聞社が運営する Web サイト「おしごととくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)
でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



会員の動き

登録者数（令和8年10月初日現在）

合 計	55,877 名			
内 訳	男	46,027 名	女	9,850 名
個人事務所開業	男	42,714 名	女	8,702 名
行政書士法人社員	男	2,457 名	女	498 名
個人使用人行政書士	男	472 名	女	349 名
法人使用人行政書士	男	384 名	女	301 名

法人会員（令和8年10月初日現在）

法人会員数	1,873
法人事務所数	2,160
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,561
従たる事務所数	599

異動状況（令和8年9月中の処理件数）

新規登録	合 計	285 名	
	内 訳	男	227 名
		女	58 名
登録抹消	合 計	217 名	
	内 訳	男	185 名
		女	32 名
抹消内訳	廃 業	186 名	
	死 亡	28 名	
	その他	3 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（成田）

昭和の時代、カラーテレビが登場して、手塚治虫原作の「ジャングル大帝」のアニメ番組を初めて見たときの感動は、今でも鮮明に心に蘇ります。オープニングに登場する、青空と緑豊かな大地を生き生きと駆け巡り躍動する動物たち。

壮大で重厚な番組のテーマ曲は、富田勲という偉大な作曲家によるものであり、オーケストラの演奏は、雄大な風景を印象的に表現しました。手描きのセル画から伝わる温もりは、唯一無二の輝き。数奇な運命に翻弄された白いライオンの子供レオの冒険物語は、多くの人たちに大きな感動を与えました。

時代は急激に変化し、音楽ソフトによる作曲が可能となり、AIの登場でアニメ制作の効率化は飛躍的に実現しましたが、AIによるデジタル技術の発達に伴うAIの基本的な仕組みや、人間の認知に与える影響が非常に気になります。

メディアリテラシーを含む知識の基盤が重要であり、メディアリテラシーの向上のため、情報に関する新たな学びが必要です。

月刊 日本行政 11月号

第648号 令和8年10月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 **日本行政** 11月号

令和8年10月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階